

泊江市 国基準訪問型サービスコード表(令和6年4月～)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176単位		1,176	1月につき		
A2	2111 訪問型独自サービス11日割				日割の場合	÷30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(1)1週に2回程度の場合	2349単位			2,349	1月につき	
A2	2211 訪問型独自サービス12日割				日割の場合	÷30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス13		(1)1週に2回を超える程度の場合	3727単位			3,727	1月につき	
A2	2321 訪問型独自サービス13日割				日割の場合	÷30.4日	123単位	123	1日につき
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			287単位	287	1回につき	
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621 訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163		
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(1)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(1)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき		
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	-3	1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23					(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2		
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算			
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算			
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15%加算			
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数					所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200		
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100単位加算	100	1月につき	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200		
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50	1回につき	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の137/1000 加算		1月につき	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 63/1000 加算		1月につき	
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算			